

**看護用品の解説**

沖縄愛楽園から園外に送付する手紙は全てホルマリンで消毒してから投函していた。

**看護用品にまつわるエピソード**

らい予防法によりハンセン病患者に対する隔離政策がとられていたため、患者は一度入院すると家族との面会もできず社会との交流を絶たれた状態であった。唯一、手紙だけは投函が許されたが、園外へ出す際にもホルマリン消毒をして投函されていた。

また、郵便物にはホルマリン臭が強く残っていたため、周囲の目を気にして受け取ることを拒否した家族もいたらしい。

(金城文子, 2004)

**解説**

「らい予防法」は癩予防法（明治 40 年制定）を改正した法律であり、昭和 28 年（1953 年）に制定された。内容は「強制隔離」、「懲戒検束権」などに加え、患者の働くことの禁止、療養入所者の外出禁止などを規定していた。また、第 18 条に「入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない」と物件の移動の制限が規定されていた。平成 8 年（1996 年）、見直しが遅れたことなどについて厚生大臣が謝罪し、「らい予防法」は廃止された。

沖縄愛楽園では郵便物などの世話は不自由舍棟介護員業務の一つであった。開園 50 周年記念誌によると、その具体的な内容は「郵便物の投函、受領及び配達、特別郵便物の受配、小包の世話」と記載されている。当時の記録にはホルマリン消毒を行ったことは記載されておらず、開始時期や終了時期ははっきりしない。しかし、昭和 31～32 年に沖縄愛楽園で勤務していた看護師によると、郵便物をオートクレーブで消毒していたことが分かった。

当時のホルマリン消毒方法ははっきりしないが、現在も使用されているホルマリンガスによる消毒ではないかと思われる。

(上原綾子, 2004)